

議案第27号

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について  
千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和7年8月29日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
(休業日) 第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 (1) 学年始め休業日 4月1日から <u>4月4日(当該期間中に日曜日及び土曜日がある場合にあっては、4月5日)</u> まで (2) 夏季休業日 7月の第 <u>2</u> 月曜日から8月31日までの間において48日以内で、あらかじめ教育委員会が定める日 (3) (略) (4) (略) (5) 学年末休業日 3月25日( <u>当該年度における学年始め休業日の末日が4月5日である場合にあっては、3月26日</u> )から3月31日まで (6) (略)	(休業日) 第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 (1) 学年始め休業日 4月1日から <u>4月7日まで</u> (2) 夏季休業日 7月の第 <u>3</u> 月曜日から8月31日までの間において48日以内で、あらかじめ教育委員会が定める日 (3) (略) (4) (略) (5) 学年末休業日 3月25日 <u>から3月31日まで</u> (6) (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。